

### 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

このたびの『令和4年福島県沖を震源とする地震』により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、下記のような特別のお取扱いをいたします。

#### 1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

#### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

#### ○災害救助法の適用市町村について

##### 【宮城県】

仙台市・石巻市・塩竈市・気仙沼市・白石市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市・刈田郡蔵王町・刈田郡七ヶ宿町・柴田郡大河原町・柴田郡村田町・柴田郡柴田町・柴田郡川崎町・伊具郡丸森町・亶理郡亶理町・亶理郡山元町・宮城郡松島町・宮城郡七ヶ浜町・宮城郡利府町・黒川郡大和町・黒川郡大郷町・黒川郡大衡村・加美郡色麻町・加美郡加美町・遠田郡涌谷町・遠田郡美里町・牡鹿郡女川町・本吉郡南三陸町

##### 【福島県】

福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・喜多方市・相馬市・二本松市・田村市・南相馬市・伊達市・本宮市・伊達郡桑折町・伊達郡国見町・伊達郡川俣町・安達郡大玉村・岩瀬郡鏡石町・岩瀬郡天栄村・南会津郡下郷町・南会津郡檜枝岐村・南会津郡只見町・南会津郡南会津町・耶麻郡北塩原村・耶麻郡西会津町・耶麻郡磐梯町・耶麻郡猪苗代町・河沼郡会津坂下町・河沼郡湯川村・河沼郡柳津町・大沼郡三島町・大沼郡金山町・大沼郡昭和村・大沼郡会津美里町・西白河郡西郷村・西白河郡泉崎村・西白河郡中島村・西白河郡矢吹町・東白川郡棚倉町・東白川郡矢祭町・東白川郡高町・東白川郡鮫川村・石川郡石川町・石川郡玉川村・石川郡平田村・石川郡浅川町・石川郡古殿町・田村郡三春町・田村郡小野町・双葉郡広野町・双葉郡檜葉町・双葉郡富岡町・双葉郡川内村・双葉郡大熊町・双葉郡双葉町・双葉郡浪江町・双葉郡葛尾村・相馬郡新地町・相馬郡飯舘村

##### 【お問い合わせ先】

- カスタマーセンター

電話番号：0120-851-007

受付時間：平日10:00～18:00（土日祝・年末年始を除く）

- メールでのお問い合わせをご希望の方は、当社ウェブサイトのフォームをご利用ください。

<https://micin-insurance.jp/contact>